

文教民生常任委員会記録

令和2年 第6回定例会	
1 日 時	令和2年12月17日(木) 午後 1時00分開会 午後 2時01分閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	石川 さやか 委員長 鰐原 一男 副委員長 谷中 恵子 委員 鈴木 敏雄 委員 舘野 裕昭 委員 加藤 美智子 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	増淵 靖弘 議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯澤 書記
8 会議の概要	別紙会議記録のとおり
9 傍聴者	なし

文教民生常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	8名
	厚生課長	齋藤 信一	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	亀山 貴則	
	介護保険課長	星野 栄一	
	健康課長	渡辺 富夫	
	介護保険課長補佐兼介護保険係長	小堀 満美子	
	厚生課地域福祉係長	大出 知恵	
市民部	市民部長	袖山 稔久	8名
	生活課長	鈴木 武司	
	地域活動支援課長	関口 守	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	秋本 敏	
	保険年金課長	佐藤 美樹子	
	板荷コミュニティセンター所長	小太刀 奈津美	
	清洲コミュニティセンター所長	羽山 好明	
	生活課市民生活係長	倉持 貴子	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	6名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども総合サポートセンター所長補佐兼 総合サポート係長	古橋 芳一	
	子育て支援課こども支援係長	鳩山 絵美子	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	11名
	教育総務課長	金田 毅	
	学校教育課長	駒場 秀明	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	

	文化課長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	谷津 勝也	
	国体推進室長	大貫 照実	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	図書館長	田野井 秀雄	
	川上澄生美術館事務長	佐藤 博	
	学校教育課長補佐兼指導係長	猪瀬 武	

文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第103号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))
- 2 議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について
- 3 議案第105号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 4 議案第112号 物品購入契約の締結について
- 5 議案第120号 鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について
- 6 議案第121号 鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例の一部改正について
- 7 陳情第 1号 鹿沼市における出生率の低下及び要介護増増加問題に対する陳情

令和2年第6回定例会 文教民生常任委員会概要

○石川委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、常任委員会室の3密状態を回避するため、執行部出席者を、従来の出席者の2分の1以下といたしております。

このため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

まず初めに、今回は改選後、初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

このたび、文教民生常任委員長を拝命しました石川さやかです。

コロナ禍におきまして、大変難しい問題に直面しておりますが、一つ一つ丁寧に向き合っていきたいと思っております。

皆様方におかれましては、飛沫をまき散らすことなく、かつ、活発な議論を交わしていただき、よりよい方向に進めていけますように、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

1年間、よろしくをお願いいたします。

○鰐原副委員長 副委員長の鰐原です。よろしくをお願いいたします。

○石川委員長 今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

これから保健福祉部関係案件の審査を行います。

はじめに、陳情第1号 鹿沼市における出生率の低下及び要介護増増加問題に対する陳情を議題といたします。

本件につきましては、12月16日に陳情人から陳情取下げの申し出がありました。

鹿沼市議会会議規則第18条では、会議の議題となった事件を撤回しようとするときは、議会の承認を要すると定められており、12月21日の本会議最終日に陳情取下げについて、承認をするか、採決される予定です。

よって、本委員会としては、陳情の審査を行わず、陳情取下げについて承認をすることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号については、本委員会としては陳情の審査を行わず、陳情取下げについて、承認をすることに決しました。

次に、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明をいたします。

初めに歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

5段目、15款 県支出金、2項 3目 衛生費県補助金 200万円の増につきましては、休日・夜間急患診療所運営費における、新型コロナウイルス感染症対策に対する県補助金で、負担割合は10分の10です。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費、1項 1目 社会福祉総務費の説明欄、介護保険特別会計繰出金 115万5,000円の増につきましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修に対する市の負担分を介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

3段目、4款 衛生費、1項 2目 予防費 315万6,000円の増につきましては、説明欄1つ目の○、予防接種費における「令和元年度感染症予防事業費等国庫補助金」の清算に伴う償還金 105万9,000円と、説明欄2つ目の○、生活習慣病予防対策事業費における「令和元年度健康増進事業県補助金」の清算に伴う償還金 209万7,000円であります。

同じく、4目 診療所費 200万円の増につきましては、歳入の衛生費県補助金でご説明しましたが、休日・夜間急患診療所運営費における、新型コロナウイルス感染症対策を追加的に実施するための費用であり、医科分が100万円、歯科分が100万円を予定し、それぞれ診療をお願いしている医師会及び歯科医師会に管理・運営を委託するものであります。

以上で、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてのご説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。まず、8ページの予防接種の105万9,000円ということで、計上されておりますけれども、これの実際の積算根拠といたしますか、何人分ぐらいの接種の分なのか、それをお教え願いたいと思います。

それから、その下の生活習慣病の予防対策事業費、これも内容について、詳しくお聞かせください。お願いします。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺健康課長。

○渡辺健康課長 ただいまの加藤委員のご質問にお答えします。

まず、予防接種費の償還金であります。こちらにつきましては、風疹の追加的対策事業費でありまして、令和元年度から3年間で予定しているものであります。

この事業は、風疹の公的な予防接種を受ける機会がなかった人、成人男性を対象とした国の定期接種事業でありまして、対象者の方は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、約1万1,600人いらっしゃいます。

その方々に対しまして、令和元年度に、まず5,225名の方にクーポンを発送しまして、次いで、残りの方に対して、令和2年の4月にクーポンを発送しました。

令和元年度につきましては、1,382人の接種の見込みをしておりましたところ、965人の実績でありまして、金額にしましては、当初の予定487万7,000円のところ、実績としまして、381万8,000円、その差額を補助金として105万9,000円を償還するものであります。

次に、生活習慣病予防対策事業費につきましてですが、こちらにつきましては、対象事業がいくつもありますけれども、まず、健康教育費として、糖尿病予防教室とかなどの健康教育、それから運動教室、そのほかに健康相談、それから訪問指導、それから健康診査として、生活保護受給者に対する健康診査、それから歯周病検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診などがあります。

それらの事業の中で、主な減額要因といたしましては、肝炎ウイルス検診受診者の当初の計画見込みとの差異による実績の減がございます。

当初想定で1,800人の検診見込みをしていましたところ、実績のほうで、1,266人ということで、約70%の実績でありまして、そちらの差額、209万7,000円、こちらを精査して減額するものであります。

説明は以上になります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。詳しくありがとうございました。

○石川委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○石川委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第104号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第104号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とする

ことに決しました。

次に、議案第 105 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願いいたします。

議案第 105 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、一括してご説明いたします。

補正予算に関する説明書、2 番目のインデックス、介護保険特別会計の 3 ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 段目、3 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、4 目 介護保険事業費補助金 115 万 5,000 円の増につきましては、介護保険事務費に係る介護保険システムの改修費用のうち、国庫補助分を計上するものであり、補助割合は 2 分の 1 となります。

2 段目、7 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、5 目 その他一般会計繰入金 115 万 5,000 円の増につきましては、介護保険システムの改修費のうち市の負担分を計上するものであり、負担割合は 2 分の 1 であります。

次に、5 ページをお開きください。

1 段目、1 款 総務費、1 項 1 目 一般管理費 231 万円の増につきましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修費用を計上するものであります。

以上で、議案第 105 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○石川委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 105 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 105 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 121 号 鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。亀山高齢福祉課長。

○亀山高齢福祉課長 高齢福祉課長の亀山です。よろしくお願いいたします。

議案第 121 号 高齢者・障害者トレーニングセンター条例の一部改正について、ご説明いたします。

本改正は、高齢者等が住み慣れた地域で、自立した生活が続けられるように、生活訓練

のための施設として、トレーニング事業や、トレーニング事業を修了した利用者グループの継続的な活動の支援のために活用されている同センターの利用者の負担の公平性の確保と施設の有効活用のため、これまで利用した事のない一般の団体等への利用拡大を図るため、他の公共施設と同様に、部屋の利用について、使用料の規定を定めるものであります。

使用料につきましては、貸し出しをする生活訓練室、介護予防室、トレーニング室の3室とも一団体ごとに1時間300円とし、令和3年4月1日より適用する予定であります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○石川委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第121号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第121号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、保健福祉部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩後に、市民部関係案件の審査を行います。

(午後 1時17分)

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 1時19分)

○石川委員長 これから、市民部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、市民部関係予算について、説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

「令和2年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

一番下の段、21款 市債、1項 1目 総務債 4,460万円の減につきましては、説明欄のコミュニティセンター整備事業債を、北犬飼コミュニティセンター整備に係る建設工事費の減額に伴い、併せて減額するものであります。

次に、歳出について、説明いたします。5ページをお開きください。

2段目、2款 総務費、1項 6目 自治振興費の説明欄、自治振興事業費 114万8,000

円につきましては、自治公民館のエアコンや屋根等の修繕に係る補助金を計上するものであります。

同じく、8目 財産管理費の説明欄、一つ目の○、コミュニティセンター維持管理費 80万円につきましては、菊沢及び加蘇コミュニティセンターの外灯修繕や軒天剥離修繕等に要する経費を計上するものであります。

同じく、11目 地域振興費の説明欄、コミュニティセンター整備事業費 4,700万円の減につきましては、北犬飼コミュニティセンターの整備に係る建設工事費の入札結果などを踏まえ、8,616万円を減額するところ、令和3年度に実施予定の外構工事を前倒しして、今年度着手するための工事費 3,916万円を見込み、調整した額を減額するものであります。

一番下の段、2款 総務費、3項 1目 戸籍住民基本台帳費の説明欄、住民基本台帳費 588万 5,000円につきましては、収入印紙自動券売機の購入費用を計上するものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。21ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、事業名 コミュニティセンター整備事業費につきましては、北犬飼コミュニティセンターの早期の施設整備に向け、今後発注する外構工事について、工事完了を来年度8月に予定しているため、繰越明許費 3,916万円を設定するものであります。

以上で、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、市民部関係予算についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 6ページの2款 11目の地域振興費ですか、これがコミュニティセンター整備事業費 4,700万円の減で、今年度分 3,916万円を繰り込んでの減だということで、ご説明ありましたけれども、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○石川委員長 執行部の説明をお願いします。関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課の関口です。よろしくをお願いします。

ただいまの質問についてお答えいたします。

コミュニティセンター整備事業費につきまして、4,700万円減額するわけですが、この内訳について説明をさせていただきます。

まず、今年度の当初予算ですね、こちらが工事請負費 4億 5,521万 3,000円でありまず。

こちらを、今年度この工事を3件、今現在整備している最中でありまずけれども、まず1件目が、建物そのものの建築工事、こちらが予算額3億 5,429万 9,000円、これに對しまして、入札により契約締結しました執行額のほうが、2億 7,170万円になっております。

こちら予算に対して、8,200万円ほど、大きな差がございますけれども、当初空調設備工事のほうを建設工事に組み込んでおりまして、最終的にはリース契約ということで、7月の議会で債務負担行為のほうを承認いただきましたけれども、10年リースということになりましたので、今年度の執行がなくなりました。ここが大きなところですよ。

それから、2つ目の工事です。機械設備工事、こちらは予算額が3,753万2,000円、これに対しまして、執行額が3,625万6,000円になっております。

それから、3件目の工事ですね、こちらが電気設備工事になりまして、予算額6,338万2,000円。これに対しまして、執行額が4,070万円になっております。

この3つの工事の執行残額が1億655万7,000円となっております。

そこから、今後見込まれます工事の変更に伴いまして、2,000万円をまず残します。

さらに、当初計画で令和3年度に予定しておりました外構工事、こちらを早期完成のために、今年度に前倒しする予算が3,916万円になっております。

あと、この外構工事につきましては、今年度に前倒しして始めるわけですが、終わりが8月という予定ですので、繰越明許の手続もあわせて設定をさせていただきます。

以上まとめますと、予算額4億5,521万3,000円、ここから執行額の3億4,865万6,000円、それから変更契約分2,000万円、そして、外構工事分3,916万円、これを差し引きまして、4,700万円を減額するということです。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 予算は減額して、いろいろ本体工事に含んでたのをリース契約にしたりして、費用を落としたというのは、評価できると思うのですが、それを外構工事に前倒しということで、今年度分で行う外構工事の内容と、それから来年度に、8月までに行われる外構工事の内容を具体的に教えていただきたいと思います。

○石川委員長 関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

外構工事につきましては、駐車場の整備、それからフェンスの設置、自転車乗り入れ工、それから南側の敷地造成、そして、側溝布設という工事が予定しております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 ほかに質疑は、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 来年度分はどうですか。

○関口地域活動支援課長 はい、すみません。

これは、ただいまの3,916万円の外構工事の部分になります。

今年度は、外構のほうは行っておりませんので、ないということで、お願いします。

○石川委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 そうしますと、3,916万円を前倒しして使うので、来年度分は発生しないという理解でよろしいわけですか。

- 石川委員長 関口地域活動支援課長。
- 関口地域活動支援課長 地域活動支援課の関口です。
来年度の外構工事は発生しないということになります。
以上で説明を終わります。
- 鈴木敏雄委員 はい、わかりました。
- 石川委員長 ほかに質疑はございませんか。加藤委員。
- 加藤委員 6ページの今、説明ありました収入印紙の自動券売機の588万5,000円なのですが、これは何台ぐらいまで、それはどこに置くのか、教えてください。
- 石川委員長 鈴木市民課長。
- 鈴木市民課長 市民課長の鈴木と申します。よろしく申し上げます。
台数につきましては、台数は1台です、1台を予定しております。
設置場所につきましては、現在のところ、市民課の反対側に会計課があるのですが、会計課側の南側に法務局の出張所があるわけなのですが、あの辺のスペースに置こうということを考えております。
以上で説明を終わります。
- 加藤委員 はい、わかりました。
- 石川委員長 ほかに質疑はございませんか。
(「ありません」と言う者あり)
- 石川委員長 別段質疑もないようですので、議案第104号中、市民部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議はありますか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 石川委員長 ご異議なしと認めます。
したがって、議案第104号中市民部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。
以上で市民部関係案件の審査は終了いたしました。
執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。
(午後 1時32分)
- 石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。
(午後 1時33分)
- 石川委員長 これからこども未来部関係案件の審査を行います。
はじめに、議案第103号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))のうち、こども未来部関係予算を議題といたします。
執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしく願いいたします。
それでは、議案第103号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))中、こども未来部の所管についてご説明をいたします。

歳入の補正はございませんので、歳出について、ご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計(第6号)の2ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費、2項3目 こども支援費の説明欄、いちごっこ未来応援特別給付金事業費 5,609万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国の特別定額給付金の対象とならなかった、本年4月28日以降に生まれた新生児のいる家庭への支援として、令和3年3月31日までに生まれた子供の母親を対象に、市が独自に新生児1人当たり10万円を「いちごっこ未来応援特別給付金」として支給するためのものであります。

以上で、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)中、こども未来部所管についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。いちごっこ未来応援特別給付金のことなのですが、ホームページ、見せていただきました。

11月11日から、一応スタートしていますということで、来年の3月31日というふうに、非常にわかりやすく明記されているのですが、とりあえず、4カ月なら4カ月の見込みということで、5,600万円、これの積算の根拠をちょっともう少し詳しくお願いしたいということです。お願いします。

○石川委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの加藤委員の質疑にお答えいたします。

560人の算出根拠ということでございますけれども、これは4月28日以降に生まれた子供ということで、4月28日以降に生まれていて、この制度を創設するに当たって、8月末時点でカウントしておりまして、その時点で、既に生まれた子供が170人おりました。

それから、その後、来年3月31日までに生まれるであろう子供、これを390人と見積もっております。

これについては、妊娠届、これは母子手帳交付を受けるために必要となる届け出なので、すけれども、これの日から算定いたしまして、3月31日までに生まれるであろう子供を390人と想定いたしまして、合計で560人ということで算定しております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。この後、例えば、来年の3月31日以降も、考え方として、この特別給付金はそのまま延長みたいな形は、考えはあるのかどうか、もう1回、そのところをお聞かせ願えればと思います。

○石川委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの加藤委員の質疑についてお答えいたします。

この事業につきましては、国からの地方創生臨時交付金を充当させる予定で、進めている事業でございます。現在のところ、本年度いっぱい、3月31日までに生まれた子供ということで予定をしております。

今後については、そういった見通しをしておりますので、予定は現在のところしていません。

以上で説明を終わります。

○加藤委員 はい、ありがとうございました。

○石川委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○石川委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第103号中子ども未来部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第103号中子ども未来部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、子ども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

それでは、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)中、子ども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計(第7号)の3ページをお開きください。

4番目の段、14款 国庫支出金、2項 2目 民生費国庫補助金の説明欄、家庭子ども相談事業費国庫補助金 29万2,000円の増につきましては、要保護児童に関する既存の情報システムの改修費にかかる補助金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

7ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費、2項 3目 子ども支援費の説明欄、1番目の○、児童扶養手当費 86万8,000円の増につきましては、昨年度、10月から消費税が引き上げになったことに対する支援策として、ひとり親のうち、未婚の児童扶養手当受給者に対して、1人当たり1万7,500円の臨時・特別給付金が、全額国の負担により支給されました。市には、あらかじめ、そのための資金として国庫補助金が交付されておりましたが、交付額に

対しまして残額が出ましたので、これを国に償還するために計上したものであります。

次に、同じ欄の2番目○、家庭こども相談事業費 58万6,000円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、虐待などによる要保護児童に関する既存の情報システムの改修費で、転居した際に自治体間で情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において、夜間・休日を含め、日常的に迅速な情報共有を行うためのものであります。

以上で、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）中、こども未来部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○石川委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第104号中こども未来部関係予算については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第104号中こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、こども未来部関係案件の審査は終了いたしました。

執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（午後 1時42分）

○石川委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

（午後 1時44分）

○石川委員長 これから教育委員会事務局関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田です。

議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、教育委員会関係予算の説明をいたします。

歳入につきましては、該当がございませんので、歳出についてのみご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計（第7号）の13ページを、お願いいたします。

上から2段目、10款 教育費、2項 1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設設備事業費 184万2,000円の増につきましては、南摩小学校の「高圧引き込みケーブルの改修」や池ノ森小学校の「屋内運動場床修繕工事」に要する経費を増額計上するものであります。

次の下の欄、3目 学校建設費の説明欄の○、北小学校整備事業費 228 万円の増につきましては、北小学校仮校舎のリースについて、年明け令和3年1月から2月の2カ月分を追加するため、借り上げ料を増額するものであります。

次に、3段目、10 款 教育費、3 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 219 万 2,000 円の増につきましては、施設整備工事といたしまして、南摩中学校の「校舎ガラスブロック改修」や加蘇中学校の「高圧引き込みケーブル改修」に要する経費を増額するものであります。

次に、4段目、2目 図書館費の説明欄の○、図書館管理費 10 万 5,000 円の増につきましては、携帯電話やタブレット端末等のインターネット環境の利便性向上のため、Wi-Fiシステムの運用経費を増額するものであります。

次に、一番下の段、1目 保健体育振興費の説明欄の○、生涯スポーツ振興事業費 585 万円の増につきましては、東京 2020 オリンピック聖火リレー開催関係費を計上するものであります。

次に下の行、3目 学校給食費の説明欄の○、学校給食事業費 59 万 5,000 円の増につきましては、みなみ小学校におきまして、臨時の調理員1名を11月から会計年度任用職員として採用したため、報酬費を増額するものであります。

以上で、議案第 104 号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、教育委員会関係予算の説明を終わります。ご審査、よろしくお願いします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○石川委員長 別段質疑もないよう、加藤委員。

○加藤委員 すみません。2つほどお聞きします。

まず1点目は、14 ページの北小学校の整備事業費で、補正額が 228 万円となっておりますが、リースということなのですが、これはどのように解釈したらいいのか、もう1回、その中身を教えてください。それが1つと。

もう1つは、一般財源のほうから出ています、教育費の東京オリンピックの聖火リレーの開催経費について、585 万円なのですが、この中身をもう少し詳しく教えてください。

○石川委員長 金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 加藤委員の北小学校整備事業費についての質問について、お答えいたします。

リースの内容についてということだと思いますが、現在、ご案内のとおり、北小学校は令和2年度いっぱいをもって、整備を目指しております。

それで、現在のところ、当初計画では、12 月までの仮校舎のリース契約をしておりました。

現在、総仕上げ、内部仕上げのほうですね、仕上げとともに、年明けの1月中には、検査を実施する予定でございます。

さらには、2月に引っ越しという予定ございまして、その間、仮設校舎のリースを2カ月分、計上するものであります。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 大貫国体推進室長。

○大貫国体推進室長 国体推進室室長の大貫と申します。よろしくお願いいたします。

加藤委員のご質問にお答えをさせていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーにつきましては、鹿沼市の推進委員会のほうに委託して行うという予定でございます。

委託費の内訳につきましては、ゴールが新・鹿沼宿を想定しておりますけれども、こちらでのミニセレブレーションの開催費、また、交通規制看板の案内の作成費、また、当日のスタッフ用の識別用品、また、事務費、そして、コロナウイルスの感染対策費ということで、想定をしております。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。

ではまず、北小学校のほうのそのリースの関係なのですけれども、これは当初の計画よりも2カ月ぐらい延びてしまったということなののでしょうか。その理由をお願いします。

○石川委員長 金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 計画では、ほぼ予定どおり進んでおりますが、総仕上げは年内いっぱいということで、年明けに竣工検査を予定しております。

当初の計画、ほぼ計画どおりであります、2カ月間延長させていただきたく、リース契約を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○石川委員長 加藤委員。

○加藤委員 2カ月延長、2月に引っ越しということではなく、その辺はまたその、はっきりしていないということになってしまうのでしょうか。

子供たちはどういう状態になるのか、それから、当初の予算よりもかかってしまうわけですね、そういうことが今後も起きてしまうのか、その辺がすごく、とても不安なのですけれども、そのもう1回、その理由というか、それで、2月に引っ越しと先ほど説明がありました。それは引っ越しできるのでしょうか、本当に。そのことをお願いします。

○石川委員長 金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 説明いたします。

2月の引っ越しは計画、現時点で予定を立てているところでございます。

先ほど当初計画どおりであればということですが、当面、12月いっぱいをも

って工事を竣工させたいというふうなことでございましたが、年明けに総仕上げの最終検査がずれ込むということで、延長させていただくものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員 はい、わかりました。

○石川委員長 では、ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 104 号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 104 号中教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可と
することに決しました。

次に、議案第 112 号 物品購入契約の締結について、を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。よろしくお願ひいたします。

議案第 112 号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

議案説明書のほうをご覧くださいいただければと思います。

鹿沼市教育委員会では、市内小中学校に配備する大型モニター等購入に係る指名競争
入札を去る 11 月 5 日に行い、その結果、株式会社マツヤが、3,651 万 540 円で落札いた
しましたので、本契約を締結することにつきまして、議会の議決を求めるものでございま
す。

以上で、議案第 112 号 物品購入契約の締結について、説明を終わります。よろしくお
願ひいたします。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○石川委員長 質疑はございませんね。はい。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 112 号については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 112 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 120 号 鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。金田教育総務課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田です。

議案第 120 号 鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について、ご説明いたします。

説明にあわせて、令和2年第6回鹿沼市議会定例会議案説明書のほうをご覧ください。
議案説明書に記載してございますが、今回の改定は、奨学金貸付対象者として、「医療又は看護に関する教育を行う各種学校に在学している者」を新たに加えるものであります。

こちらにつきましては、教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的理由により修学が困難な市民に対しまして、ひろく修学の機会を提供するため、また、コロナ禍における「医療看護従事者の確保」を図るため、「医療又は看護系の各種学校に在学する者」を奨学金貸付対象者として扱えるように、条例の一部を改正するものであります。

議案第115号から第124号関係の新旧対照表の9ページのほうをご覧ください。

下段になりますが、鹿沼市奨学金貸付条例の第3条第2号では、奨学金貸付対象者として、学校教育法に基づく「高等学校」、「専修学校の高等課程」、「中等教育学校の後期課程」、「高等専門学校」、「専修学校の専門課程」、「短期大学又は大学」に在学している者としております。

今回は、新旧対照表の右側改正案の記載のとおり、現在「第3条第2号に掲げる学校」に加えて、「各種学校（医療又は看護に関する教育を行うものに限る。次条においても同じ。）」を追加、また、「第4条第2号の規定の改正案」では、「各種学校」を加えて貸付額の上限額を月額4万円と定めるものであります。

なお、施行期日につきましては、議案第120号、議案書に記載のとおり、公布の日からと考えております。

以上で、議案第120号 鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正についての説明を終わります。
ご審査、よろしく申し上げます。

○石川委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第120号については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○石川委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第120号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、文教民生常任委員会を閉会いたします。

（午後 2時01分）